胆江広域水道用水供給事業

令和6年度

水 質 検 査 計 画





♣ 奥州金ケ崎行政事務組合

目 次

																																			ペー	・ジ
1	基	本	方:	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	水	道	事	業	の	概	要																													1
(1)		事	業	概	要																															
(2)		給	水	状	況																															
(3)		浄	水	施	設	の	概	要																												
3	水	源	の	状	況														•																	3
4	水	道	の.	原	水	及	び	水	道	水	の	水	質	状	況			•																	-	3
5	定	期	的	な	水	質	検	査																												3
(1)		水	質	検	査	0)	区	分																												
(2)		水	質	検	査	地	点																													
(3)		水	質	検	査	の	検	査	地	点	`	項	目	及	び	頻	度																			
6	臨	時	の :	水	質	検	査		•				•					•																		9
7	水	質	検	査	方	法		•	•		•		•	•		•		•	•	•									•						•	9
8	水	質	検	査	の	精	度	ع	信	頼	性	の	確	保																						9
(1)		水	質	検	査	の	精	度																												
(2)		信	頼	性	の	確	保																													
9	水	質	検	査	計	画	及	び	検	査	結	果	の	公	表	•	•	•							•		•									10
10	関	係	機	関	ع	の	連	携																												10

1 基本方針

奥州金ケ崎行政事務組合は、供給している水道水が水道水質基準に適合していること を遵守するため、検査地点、検査項目及び検査頻度を設定し、水道法施行規則第 15 条 に定めるところにより水質検査を実施します。

(1) 検査地点の設定について

検査地点は、水道法施行規則第 15 条第2項に基づき、水質基準の適合状況を確実 に判断できる場所として、末端となる供給地点(2箇所)及び浄水場の浄水池出口と します。これに加えて、水源の水質状況を把握するため浄水場の着水井とします。

(2) 検査項目の設定について

検査項目は、法令に基づく「毎日検査項目」及び「水質基準項目」に加え、水質管理上必要と判断し、将来にわたり水道水の安全性を確保するために検査を行う「水質管理目標設定項目」及び「放射性物質」とします。

(3) 検査頻度の設定について

検査頻度は、過去の水質検査の結果及び水源の状況を勘案して設定します。

2 水道事業の概要

(1) 事業概要

本事業は、胆沢ダムを水源とし、受水団体である奥州市及び金ケ崎町へ1日最大30,000 m³/日の水道用水を供給する計画です。現在は奥州市のみ供給を行っております。

(2) 給水状況

令和4年度の給水状況は表-1のとおりです。

表-1 給水状況

区分	令和 4 年度
年間総供給水量	3,776,464m³/年
1 日最大供給水量	11,927m³/日(令和4年8月 10 日)
1 日平均供給水量 (m³)	10,346m³/日

(3) 浄水施設の概要

浄水施設の概要は、表-2、図-1のとおりです。

表-2

名	称	たんこう	浄水場	
所	在地	奥州市胆	1沢若柳字上	- 横沢原 157-1
水	源	胆沢ダム	\	
			佐記坐士	現在(第2期整備完了):14,600m ³ /日
Section 1979			施設能力	最終(第3期整備予定):30,000m ³ /日
		A LANGE OF	沈澱池	横流式沈澱池 (傾斜板付)



施設能力	列位(おと列走開ル)/ . 14,000m / ロ
心改能力	最終(第3期整備予定):30,000m ³ /日
沈澱池	横流式沈澱池 (傾斜板付)
ろ過池	自然平衡自己逆流洗浄式
浄水処理	凝集沈澱+急速ろ過
使用薬品	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム (PAC)
	N 15

消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム

その他: 苛性ソーダ

図-1

たんこう浄水場



おいしい水ができるまで



①着水井

ダムからさた原水の 求置を登定させ、 水の量を調節します。

影の節のにこりを ※がすくする薬器を入れて ※の単のにこりを よくかき遺ぜます。

③フロック形成池

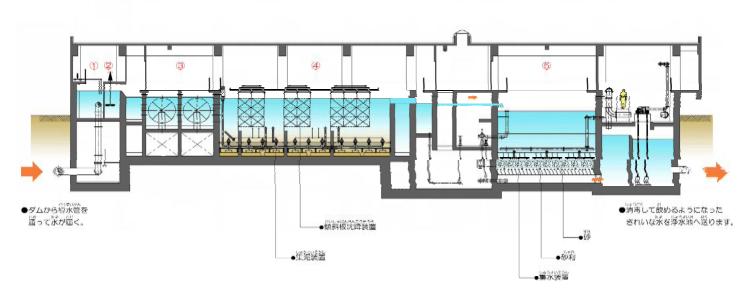
家をかき造ぜて かたまりにします。

(A) STERRESH

災をゆっくり驚して にごりのかたまりを送め きれいな影を取り出します。

⑤慧蓮る適漁

沈殿池を通ってきた水を 脳の他にある様と 砂粒の層できれいにします。



3 水源の状況

胆沢ダムの上流部は焼石岳であり、焼石岳は、奥羽山脈中部に属し、牛形山、 駒ケ岳などからなる焼石連峰の主峰で、栗駒国定公園の一部であるため、ほとん どが森林であり、水質保全の面で大変恵まれた環境にあります。

そのため将来においても、人為的汚染は少ないと考えます。

4 水道の原水及び水道水の水質状況

水源である胆沢ダムは、現在まで水質はおおむね良好な状態ですが、降雨等による濁 度水の発生が見られ、ダム湖が一度濁ると原水の濁りが長期化する傾向にあります。

また、現在までは、藻類等によるカビ臭等の発生はありませんが、ダム湖は閉鎖性水域であるため、富栄養化が進行しやすく、藻類の異常発生によるカビ臭等にも注意する必要があります。

浄水場では、原水の状況により適切な浄水処理を行っており、当組合の水道水は水質 基準を十分に満たしておりますので、安全かつ安心してご利用いただける良質な水を供 給しています。

過去の原水 (着水井)及び浄水 (供給地点、浄水場出口)の水質基準項目の検査結果は別表-1~4 (P11~14)のとおりです。

5 定期的な水質検査

(1) 水質検査の区分

当組合では、法令で義務付けられている毎日検査項目や水質基準項目の検査に加えて、水質管理上必要と判断した原水及び水源の検査と、水質管理目標設定項目の検査を行います。(図-2を参照)

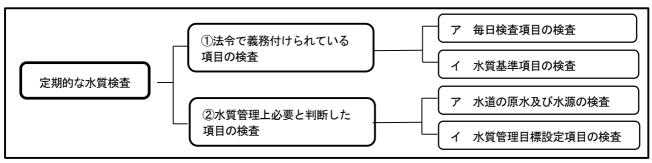


図-2 水質検査の区分

① 法令で義務付けられている項目の検査

ア 毎日検査項目の検査

水道水の供給地点(2箇所:小林受水池、万松寺ポンプ場)において、1日 1回以上行う検査です。

イ 水質基準項目の検査

水道水が水質基準に適合していることを確認するために行う検査です。厳しい基準値が設定されています。(P-6、表-4を参照)

② 水質管理上必要と判断した項目の検査

ア 水道の原水及び水源の検査

水道の原水及び水源の水質状況を把握し、適切な浄水処理に反映させるため に行う検査です。

イ 水質管理目標設定項目の検査

水質基準項目の検査に準じて行う検査です。将来にわたり水道水の安全性を 確保するための目標値が設定されています。

(2) 水質検査地点

当組合では、水道水の供給地点(2箇所:小林受水池、万松寺ポンプ場)、浄水場の浄水池出口及び浄水場着水井を水質検査地点とし、定期的な水質検査を行います。(図-3を参照)



図-3 水質検査地点

(3) 水質検査の検査地点、項目及び頻度

当組合では、過去の水質検査結果及び水源の水質状況等を考慮し、水質検査を以下のとおり行います。

① 法令で義務付けられている項目の検査

ア 毎日検査項目の検査 (表-3を参照)

▽ 検査地点

水道水の供給地点(2箇所:小林受水池、万松寺ポンプ場)及び浄水場の 浄水池出口で検査を行います。

▽ 検査項目

「色」、「濁り」及び「消毒の残留効果(残留塩素)」の3項目について 検査を行います。

▽ 検査頻度

上記の3項目について、1日1回検査を行います。

表-3 毎日検査

	双 0 毋口伏且				
			 検査	頻度(回/年))
NO.	項目	基準	水道水供	共給地点	浄水場
			小林	万松寺	の出口
1	色	異常のないこと	365	365	365
2	濁り	異常のないこと	365	365	365
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/1以上	365	365	365

水道水の供給地点(小林受水池、万松寺ポンプ場)では、自動水質計器(色度、濁度、残留塩素)により、24時間連続で計測しています。

イ 水質基準項目の検査 (表-4を参照)

▽ 検査地点

水道水の供給地点(2箇所:小林受水池、万松寺ポンプ場)及び浄水場の 浄水池出口で検査を行います。

▽ 検査項目

水質基準項目(51項目)について検査を行います。

▽ 検査頻度

水道水の供給地点では、法令に基づく頻度を基準とし、検査項目毎に過去 の検出状況に応じて頻度を設定して検査を行います。

表-4 水質基準項目の検査

			## 64 U. F	基準値と	上の比較	D比較		計	画年間回	回数	
番号	項目	基準値	供給地点 過去3年			法に基づく 基本検査	検査結果から		供給	地点	備考
			の最大値	1/10	1/5	頻度	法令上設定で きる回数	浄水場	小林	万松寺	
基 1	一般細菌	100/1ml以下	0			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 2	大腸菌	検出されないこと	不検出			1回/月	1回/月	12	12	12	省略不可項目
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	・ 水道用水の安全確
	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	0.01mg/L以下	<0.001	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	認のため
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 8		0.02mg/L以下	<0.002	0	_	1回/3月	1回/3月	4	1	1	
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確認のため
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001			1回/3月	1回/3月	4	4	4	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.1	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 12		0.8mg/L以下	<0.08	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道田北の宍合歴
基 16	シス-1,2ジクロロエチレン及び	0.04mg/L以下	<0.004	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確認のため
	トランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 21	<u></u> 塩素酸	0.6mg/L以下	0.1			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.014			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001			1回/3月	1回/3月	4	4	4	省略不可項目
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.02			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.003			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008			1回/3月	1回/3月	4	4	4	
基 32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.022	-	0	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	0	- 1	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確 水道用水の安全確
基 35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	認のため
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.6	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	1
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	1
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	8			1回/月	1回/月	12	12	12	省略不可項目
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	22	0	-	1回/3月	1回/3年	4	1	1	
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	72	-	0	1回/3月	1回/年	4	1	1	水道用水の安全確 認のため
基 41	ニュース	0.2mg/L以下	<0.02	0	-	1回/3月	1回/3年	4	1	1	DIS 07/207
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001			原因藻類発生時 月に1回以上	原因藻類発生時 月に1回以上	8	5	5	原因藻類の発生に
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001			原因藻類発生時 月に1回以上	原因藻類発生時 月に1回以上	8	5	5	よる水質変動の恐れがあるため
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	0	_	1回/3月	1回/3年	4	1	1	水道用水の安全確
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	0	-	1回/3月	1回/3年	4	1	1	認のため
基 46	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L以下	0.5			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	7.2~7.7			1回/月	1回/月	12	12	12	
基 48	味	異常でないこと	異常なし			1回/月	1回/月	12	12	12	₩
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし			1回/月	1回/月	12	12	12	省略不可項目
基 50	色度	5度以下	<1			1回/月	1回/月	12	12	12	1
基 51	濁度	2度以下	<0.1			1回/月	1回/月	12	12	12	1
_ ''		_ ~~··				. —, /,				1	I.

② 水質管理上必要と判断した項目の検査

ア 水道の原水の検査 (表-5を参照)

▽ 検査地点

水道の原水は浄水場着水井で検査を行います。

▽ 検査項目

- 1) 水質基準項目 (味及び消毒副生成物 11 項目を除く 39 項目)
- 2) クリプトスポリジウム及びジアルジア (2項目)
- 3) クリプトスポリジウム等対策指針に基づく指標菌 (2項目) 以上の項目について検査を行います。

▽ 検査頻度

水質基準項目及び指標菌 2 項目の検査については 4 月、 7 月、10 月及び 1 月の年 4 回の頻度で検査を行います。

ただし、ジェオスミンと 2-メチルイソボルネオールについては、原因藻類の発生しやすい季節 (5月、6月、8月、9月) に検査を行うため、水質基準項目を含め年8回の検査を行います。

また、クリプトスポリジウム及びジアルジアは7月に1回検査を行います。

表-5 水質基準項目の検査

	75 -					杉	1	Ē.	月					検査
番号	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
	一般細菌	0			0			0			0			4
	大腸菌	0			0			0			0			4
	カドミウム及びその化合物	0			0			0			0			4
	水銀及びその化合物	0			0			0			0			4
	セレン及びその化合物	0			0			0			0			4
	鉛及びその化合物	0			0			0			0			4
	ヒ素及びその化合物	0			0			0			0			4
	六価クロム化合物	0			0			0			0			4
	亜硝酸態窒素	0			0			0			0			4
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0			0			0			0			4
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0			0			0			0			4
	フッ素及びその化合物	0			0			0			0			4
	ホウ素及びその化合物	0			0			0			0			4
	四塩化炭素	0			0			0			0			4
基 15	1,4-ジオキサン	0	\vdash		0	\vdash		0			0	<u> </u>	<u> </u>	4
基 16	シス-1,2ジクロロエチレン及び	0			0			0			0			4
	トランスー1,2ーシ クロロエチレン		\vdash			\vdash				\vdash		-	-	
	ジクロロメタン	0	-		0			0		\vdash	0	-	_	4
	テトラクロロエチレン	0	\vdash		0			0			0		\vdash	4
	トリクロロエチレン	0			0			0			0	-	-	4
	ベンゼン ちまみ	0			0			0			0			4
	塩素酸 クロロ酢酸													0
					_			_			_		_	
	クロロホルム												-	0
	ジクロロ酢酸													0
	ジブロモクロロメタン													0
	臭素酸												\vdash	0
	総トリハロメタン トリクロロ酢酸		-			\vdash		-			-		\vdash	
	トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン		-			\vdash		-			-		\vdash	0
													\vdash	_
	ブロモホルム ホルムアルデヒド												_	0
	亜鉛及びその化合物	0			0			0			0			4
		8			8	\vdash		8			8		-	4
	アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物	0	\vdash		0	\vdash		0			0		\vdash	4
	銅及びその化合物	0			0			0			0		\vdash	4
	ナトリウム及びその化合物	0			0			0			0			4
	マンガン及びその化合物	0			0	\vdash		0		-	0			4
	ないのでは、1000 1000	8			8			8			8			4
	塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度)	8	Н		8			0			8		H-	4
		0			0			0		\vdash	0			4
	際元残留初 陰イオン界面活性剤	0			0			0			0	\vdash		4
	ジェオスミン	0	0	0	0	0	0	0		\vdash	0			8
	シェオ ヘミン 2-メチルイソボルネオール	8	0	0	0	6	0	0			0			8
	まイオン界面活性剤	0	\vdash	\vdash	0	\vdash		0		\vdash	0	\vdash		4
	フェノール類	0			0			0			0			4
	フェノール領 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0			0			0			0			4
	pH値	0			0			0			0		_	4
基 48		Ĭ			Ĭ			Ť			Ť			0
	臭気	0			0			0			0			4
	色度	0			5			5		\vdash	5			4
	濁度	ŏ			0			5			5			4
-10 01	クリプトスポリジウム及びジアルジア	١Ŭ			0			Ť			Ť			1
	大腸菌	0			0			0			0			4
指標菌		10			8			6		-	6	\vdash		4
$\overline{}$	20h AVIエク IIC 四	U												, T

イ 水質管理目標設定項目の検査 (表-6を参照)

▽ 検査地点

水道水の供給地点(2箇所:小林受水池、万松寺ポンプ場)、浄水場の浄水池出口及び原水は浄水場着水井で検査を行います。

▽ 検査項目

水質管理目標設定項目(「亜塩素酸」、「二酸化塩素」、「農薬類」を除く 24 項目) のうち、浄水 17 項目、原水 14 項目とし、種別に応じた項目について検査を行います。

▽ 検査頻度

7月に年1回の頻度で検査を行います。

表-6 水質管理目標設定項目の検査

≖	:号 項 目			村	£ 1	查 .	月(供紙	哈地点	、浄水	場出口)			検査	
田	ヮ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
目	1	アンチモン及びその化合物				0									1
目	2	ウラン及びその化合物				0									1
目	3	ニッケル及びその化合物				0									1
目	5	1,2-ジクロロエタン				0									1
目	8	トルエン				0									1
目	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)				0									1
目	13	ジクロロアセトニトリル				0									1
目	14	抱水クロラール				0									1
目	19	遊離炭酸				0									1
目	20	1,1,1-トリクロロエタン				0									1
目	21	メチル-t-ブチルエ ー テル				0									1
目	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)				0									1
目	23	臭気強度(TON)				0									1
目	27	腐食性(ランゲリア指数)				0									1
目	28	従属栄養細菌				0									1
目	29	1,1-ジクロロエチレン				0									1
目	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸				0									1

番号	項目				検	査	月	(浄水	易着水	井)				検査
田万	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
目 1	アンチモン及びその化合物				0									1
目 2	ウラン及びその化合物				0									1
目 3	ニッケル及びその化合物				0									1
目 5	1,2-ジクロロエタン				0									1
目 8	トルエン				0									1
目 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)				0									1
目 19	遊離炭酸				0									1
目 20	1,1,1-トリクロロエタン				0									1
目 21	メチル-t-ブチルエーテル				0									1
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)				0									1
目 23	臭気強度(TON)				0									1
目 27	腐食性(ランゲリア指数)				0									1
目 29	1,1-ジクロロエチレン				0									1
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸				0									1

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は以下の場合に行います。

- (1) 著しい着色や濁り、異常な臭気が生じるなど、水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 多数の魚のへい死など、水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、供給区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 薬品注入機の故障などにより、浄水処理の過程に異常が起きたとき
- (5) 送水管等の水道施設が著しく汚染されたとき
- (6) 浄水施設等を新設又は増設したとき
- (7) その他、特に必要があると認められたとき

検査地点は、水道水の供給地点のほか、状況に応じてその他の地点も検査の対象とします。検査項目は、水質基準項目を中心に、状況に応じて決定します。

なお、臨時の水質検査は、水道水の安全性が確認できるまで継続して行います。

7 水質検査方法

水質検査(消毒の残留効果に関する検査を除く)は、水道法第 20 条第1項第3号の 規定により、地方公共団体の機関である「岩手中部水道企業団」国土交通大臣及び環境 大臣の登録を受けた業者に委託して行います。

クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を 受けた業者への委託により行います。

表 -7	水質検査の委託	£

委託検査項目	委託検査機関	検査頻度	検査方法
消毒の残留効果に関す る検査	浄水場運転管理業 者が実施	1日1回	DPD試薬による比色 測定法
水道法に基づく水質基 準項目 (51項目)	岩 手 中 部 水 道 企 業 団	水質検査項目により頻 度が異なる ・1回/月 ・1回/3 箇月	水質基準に関する省令 の規定に基づき国土交 通大臣及び環境大臣が 定める方法
水質管理目標設定項目(17項目)	岩手中部水道企業 団及び国土交通大 臣及び環境大臣の 登録を受けた者	1年に1回	水質管理目標設定項目の検査方法
クリプトスポリジウム 及びジアルジア	国土交通大臣及び 環境大臣の登録を 受けた者	1年に1回	水道における指標菌及 びクリプトスポリジウ ム等の検査方法
クリプトスポリジウム 等に基づく指標菌	岩手中部水道企業 団	1年に4回	水道における指標菌及 びクリプトスポリジウ ム等の検査方法
放射性物質	当組合指名競争入 札資格者名簿に登 録されている者	3箇月に1回	水道水等の放射能測定 マニュアル

8 水質検査の精度と信頼性の確保

(1) 水質検査の精度

主な委託先を地方公共団体の機関であり、当組合、奥州市、金ケ崎町が共同参加 している共同水質検査センターの「岩手中部水道企業団」とするほか、他の項目につ いても国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関等へ委託することで、正確かつ精度の高い検査データの収集に努めています。

(2) 信頼性の確保

岩手中部水道企業団では測定者間のバラつきをなくすために、分析機器ごとに測定手順書を整えてより精度の高い測定を行っています。

また、水質検査の信頼性を確保するため、国が実施する精度管理に参加するなど、 信頼性の保証に努めています。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年事業年度の開始前に策定し、組合の窓口で閲覧できるほか組合ホームページに掲載します。水質検査結果についても同様に組合の窓口での閲覧及び組合ホームページに掲載します。

10 関係機関との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは、国土交通省、環境省、岩手県 等の関係機関と情報交換するとともに、構成市町と連携して迅速に対策を講じます。

また、水源における水質汚濁事故が発生したときは、国土交通省と情報交換するとともに、現地調査と適切な浄水処理工程の管理を行い、水道水の安全性を確保します。

別表1 原水(着水井)水質検査結果

一				R3	R4	R5	3年間
番	号	項目	基準値	最大	最大	最大	最大
基	1	一般細菌	100/1ml以下	684	61	322	684
基	2	大腸菌	検出されないこと	4.5	4.5	49	49
基	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	<0.001	0.001	0.001
基	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.19	0.17	0.16	0.19
基	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基	13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基	16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	21	塩素酸	0.6mg/L以下	_	_	_	_
基	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	_	_	_	_
基	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	_	_	_	_
基	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	_	_	_	_
基	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	_	_	_	_
基	26	臭素酸	0.01mg/L以下	_	_	_	_
基	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	_	_	_	_
基	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	_	_	_	_
基	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	_	_	_	_
基	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	_	_	_	_
基	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	_	_	_	_
基	32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.05	0.098	0.362	0.362
基	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.078	0.115	0.347	0.347
基	35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.5	4.5	4.3	4.5
基	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.017	0.036	0.031	0.036
基	38	塩化物イオン	200mg/L以下	5.2	5.3	4.6	5.3
基	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	27	25	25	27
基	40	蒸発残留物	500mg/L以下	60	59	60	60
基	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基	45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.9	0.9	1.6	1.6
基	47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4 ~ 7.5	7.4~7.5	7.3 ~ 7.5	7.3 ~ 7.5
基	48		異常でないこと	_	_		_
基	49	臭気	異常でないこと	青草臭	青草臭	青草臭	青草臭
基	50	色度	5度以下	5	4	12	12
基	51	濁度	2度以下	2.8	2.1	15.7	15.7

※基準値は、水道により供給される水に対する基準であり、原水は浄水処理により水質基準を満たす水となっております。

別表 2 净水 (净水場出口) 水質検査結果

亚		7E D	甘淮床	R3	R4	R5	3年間
番号		項目	基準値	最大	最大	最大	最大
基	1	一般細菌	100/1ml以下	0	0	0	0
基	2	大腸菌	検出されないこと	(一)陰性	(一)陰性	(一)陰性	(一)陰性
基	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	_	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.19	0.16	0.15	0.19
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
		ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基	-		0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	_	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基	$\overline{}$	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	-	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基	-	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	-	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	-	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	-	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	0.1	0.08	0.1
	-	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	-	クロロホルム	0.06mg/L以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	-	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	0.004	0.003	0.004
	-	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	-	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	-	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	-	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	0.004	0.003	0.004
	-	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	<0.003	<0.003	0.003	0.003
基	_	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
	$\overline{}$	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
	-	亜鉛及びその化合物 スルスニウィルがスの化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	_	アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物	0.2mg/L以下	0.017	0.021	0.009	0.021
	$\overline{}$		0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03 <0.005
	_	銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物	1mg/L以下 200mg/L以下	<0.005 5.5	<0.005 5.1	<0.005 6.4	6.4
		マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	-	塩化物イオン	200mg/L以下	7.6	7.3	7.9	7.9
		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	28	26	26	28
	-	蒸発残留物	500mg/L以下	58	58	56	58
	_	(スプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基	$\overline{}$	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001
基	-	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基	-	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基	_	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	-	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.4	0.5	0.5
	$\overline{}$	pH值	5.8以上8.6以下	71~7.4	71~7.4	7.1~7.4	7.1~7.4
	48		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	_	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	_	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1 <1
	-	濁 度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
垄	υı	/判/又	4 又以 1	\0.1	\0.1	\0.1	\∪.1

別表3 浄水(供給地点 小林)水質検査結果

₩ ₽	15 日	甘淮店	R3	R4	R5	3年間
番号	項 目 	基準値	最大	最大	最大	最大
基 1	一般細菌	100/1ml以下	0	0	0	0
基 2	大腸菌	検出されないこと	(一)陰性	(一)陰性	(一)陰性	(一)陰性
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.06	0.06	0.08	0.08
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基 13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 16	シスー1,2ジクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	0.1	0.07	0.1
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.008	0.008	0.009	0.009
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	0.006	0.005	0.006
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.011	<0.01	0.014	0.014
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	0.007	0.006	0.007
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003	<0.003	0.005	0.005
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基 32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.009	0.022	0.011	0.022
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基 35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.5	3.8	5.6	5.6
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	7.9	7.3	8	8
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	21	20	21	21
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	51	33	72	72
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4	0.4	0.5	0.5
	pH値	5.8以上8.6以下	7.2 ~ 7.5	7.2~7.4	7.2~7.4	7.2 ~ 7.5
基 48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基 50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1
基 51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表 4 净水 (供給地点 万松寺) 水質検査結果

番		項目	基準値	R3	R4	R5	3年間
田	7		基学胆 	最大	最大	最大	最大
基	1	一般細菌	100/1ml以下	0	0	0	0
基	2	大腸菌	検出されないこと	(一)陰性	(一)陰性	(一)陰性	(一)陰性
基	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.06	0.06	0.1	0.1
基	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基	13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基	16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基		塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	0.1	0.07	0.1
基		クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基		クロロホルム	0.06mg/L以下	0.01	0.013	0.014	0.014
基		ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	0.007	0.005	0.007
基		ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基		臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.013	0.017	0.02	0.02
基		トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	0.008	0.006	0.008
		ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003	0.007	0.006	0.007
基		ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	0.003	<0.009	0.003
基	_	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基	_	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基		アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.013	0.021	0.008	0.021
基		鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基		銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基		ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.5	3.8	5.2	5.2
基		マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基		塩化物イオン	200mg/L以下	7.6	7.3	7.6	7.6
基		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	22	21	22	22
基		蒸発残留物	500mg/L以下	52	37	62	62
基		陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基		ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.000001
基		2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基		非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基		フェノール類	0.005mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基		7世紀 7世	3mg/L以下	0.4	0.0003	0.5	0.5
基			5.8以上8.6以下	7.4~7.7	7.4~7.6	7.3~7.6	7.3~7.7
基	48	•	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし
基			異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基		<u> </u>	5度以下	<u>乗売なし</u> <1	(1)	英市なり 〈1	<u>乗売なし</u> 〈1
		<u> </u>		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
坴	IJΙ	/曳泛	2度以下	\0.1	⟨∪.1	\0.1	\0.1

ー お問い合わせ先 ー

奥州金ケ崎行政事務組合 水質管理課浄水係

〒023-0003

奥州市水沢佐倉河字仙人 49

TEL: 0197-24-5821

FAX: 0197-24-5823

e-mail: suidou@ok-gyousei.iwate.jp